

**「マイナンバー制度に係る住民基本台帳に関する
事務の特定個人情報保護評価書（素案）」の
パブリックコメント集約結果**

「マイナンバー制度に係る住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市情報公開・個人情報保護審議会による点検を受け、個人情報保護委員会へ提出し、市ホームページ等で公表する予定です。

4 参考

意見募集期間 令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

(担当課)

倉敷市 市民局市民生活部市民課

パブリックコメント要約版

1 案件名
マイナンバー制度に係る住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(素案)について
2 募集期間
令和元年12月16日(月)～令和2年1月15日(水)
3 趣旨
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に基づく社会保障・税番号制度の導入に伴い、市民課では、平成27年から住民基本台帳に関する事務において、個人番号を含む個人情報ファイル(特定個人情報ファイル)を保有しています。番号法第28条に基づき、市民の個人情報を保護するために、市が講じる安全管理措置等をまとめたものを特定個人情報保護評価書として作成し、公表しているところです。</p> <p>特定個人情報保護評価については、特定個人情報保護評価に関する規則第15条において、特定個人情報保護評価書を公表した日から、5年を経過するごとに、再実施をすることとされており、</p> <p>そこで、5年経過を前に、改めて住民基本台帳に関する事務において、内容や流れを再確認し、特定個人情報保護評価を再実施し、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の素案を作成しました。</p> <p>つきましては、広く市民の皆様からのご意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
本庁市民課、児島・玉島・水島・真備支所市民課、庄・茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係 情報公開室、市ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への持参 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 8時30分～17時15分 土・日・祝日、年末・年始(12月28日～1月3日)を除く (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 市民課 (3)FAX(086-427-8380) (4)Eメール(civic@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
倉敷市 市民局 市民生活部 市民課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁1階1番窓口 TEL;086-426-3265 FAX;086-427-8380 アドレス;civic@city.kurashiki.okayama.jp